

健感発1002第1号

平成27年10月2日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

### エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について

エボラ出血熱については、今般、世界保健機関（WHO）による報告ではギニア及びシエラレオネにおいてエボラ出血熱患者の発生が極めて少なくなったこと、現地での疫学調査の質が改善されたこと、諸外国におけるエボラ出血熱患者への対応等を踏まえ、エボラ出血熱疑似症患者の定義を含むエボラ出血熱の国内発生を想定した対応を変更するため、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」（平成27年9月18日健感発0918第9号）により、疑似症患者が発生した場合の対応等について依頼をしているところですが、同通知について、以下のとおり一部改正したので、貴職におかれましてもこのことを御承知おきいただくとともに、貴管内医療機関に対して、本件について情報共有いただきますようお願いします。

なお、「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」（平成26年10月24日健感発1024第1号）は、本通知に医療機関における対応についても含まれているため、本日をもって廃止いたします。

### 記

#### 1 エボラ出血熱疑似症患者の定義

医師が、38°C以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※1）を有し、かつ、次のア又はイを満たす者を診察した結果、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと。

ア 21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、

排泄物など)との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）がある  
イ 21日以内にエボラ出血熱発生地域（※2）由来のコウモリ、靈長類等に直接手で接觸するなどの接触歴がある

※1 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

また、有症状者からの電話相談によりエボラ出血熱への感染が疑われる判断した場合、二次感染拡大のリスクを避けるため、保健所の職員が訪問するまでの間、自宅などその場での待機等を要請すること。

## 2 健康監視対象者・エボラ出血熱疑似症患者が発生した際の対応手順の確認

エボラ出血熱疑似症患者の定義を変更するに伴い、「エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート（暫定版）」（別添1）及び「エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー」（別添2）を改訂しているので、引き続き各自治体は必要に応じてエボラ出血熱疑似症患者が発生した際に参考とされたい。

## 3 搬送

### （1）患者移送

エボラ出血熱疑似症患者の届出がなされた場合、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告するとともに、当該疑似症患者についてその場での待機を要請した上で、当該疑似症患者を特定又は第一種感染症指定医療機関へ移送（※3）すること。

※3 「感染症の患者の移送の手引き（平成16年3月31日健感発第0331001号）」等を参考の上、適切な移送を行うことが望ましい。

### （2）検体搬送

エボラ出血熱疑似症患者が発生した場合、検体の搬送は国立感染症研究所に対して行う。その際、搬送が確実に遂行できるよう、警察等の関係機関と連携して対応すること（※4）。

※4 「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について（平成26年10月30日健感

発 1030 第 1 号)」を参照の上、検体搬送が円滑に行えるよう留意すること。

#### 4 医療体制

##### (1) 入院医療体制の確保

エボラ出血熱については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 6 条第 2 項で規定する一類感染症であるため、入院医療機関としては、特定及び第一種感染症指定医療機関がある。第一種感染症指定医療機関がない都道府県等においては、あらかじめ患者の発生を想定して、近隣県等と調整の上、入院医療体制を確保すること。なお、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣できるので、適宜活用すること。

##### (2) 院内感染対策の徹底

エボラ出血熱患者の診療に関わる医療従事者は、交差感染予防などのため、他の患者のケアは行わないようにし、手指衛生を始めとして標準予防策を基本とした適切な感染予防策を行うこと。また、個人防護具の扱いに習熟している者であること。これらの予防策は、確定診断前であってもリスクが想定される場合には、その疾患が否定されるまで適用すること。対応に際しては、「エボラ出血熱に対する個人防護具(暫定版) 医療従事者に関する個人防護具ガイドライン」(別添 3) に留意すること。

##### (3) 退院基準

最新の知見を踏まえて、後日改めて通知する。

#### 5 エボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者への対応

エボラ出血熱は発症後に感染力をもつたため、患者の体液等への接触により感染したとしても無症状である者は他者に感染させることはない。しかしながら、この無症状者が発症した場合の他者への感染を未然に防止するとの観点に立ち、接触状況等に応じて、入院措置、健康観察、外出自粛要請等の対応を行うこと(別添 1 別紙)。また、対応に当たっては、国立感染症研究所「エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け(暫定版)(第 3 版)」(別添 4) を参考すること。なお、積極的疫学調査を行う都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣できるので、適宜活用すること。

(1) 針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けた者

上記に該当する者に関しては、海外で接触した者は停留（医療機関への入院）（検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 14 条第 1 項第 2 号）による経過観察を行い、国内で接触した者は健康診断（入院）（感染症法第 17 条）による経過観察を行うこと。

(2) 症例（※5）の血液、唾液、便、精液、涙、母乳等に接触した者、又はエボラ出血熱発生地域由来のコウモリ、靈長類等に直接手で接触するなどした者

上記に該当する者に関しては、海外で接触した者は 21 日間の健康監視（毎日 2 回、体温や症状の有無等を検疫所に報告する。検疫法第 18 条第 2 項。以下同じ。）の対象とし、国内で接触した者は 21 日間の健康観察（毎日 2 回、体温や症状の有無等を都道府県等に報告する。感染症法第 15 条第 1 項。以下同じ。）の対象とすること。さらに、必要な感染予防策（※6）を講じていなかった場合は、外出自粛（感染症法第 15 条第 3 項。以下同じ。）を要請（※7）すること。

(3) 症例の検体処理を行った者

検査室等において症例の検体を取り扱った者（適切に梱包された検体の輸送者は含まない。）は、海外で行った場合は 21 日間の健康監視、国内で行った場合は 21 日間の健康観察の対象とすること。その際必要な感染予防策（必要なバイオセーフティー設備を含む。）なしで処理を行った場合は、外出自粛を要請すること。

(4) 症例の概ね 1 メートル以内の距離で診察、处置、搬送等に従事した者

上記に該当する者に関しては、海外で従事した者は 21 日間の健康監視の対象とし、国内で従事した者は 21 日間の健康観察の対象とすること。さらに、必要な感染予防策を講じていなかった場合は、外出自粛を要請すること。

(5) その他症例に関わった者

症例に関わった以下の者は、海外で関与した場合は 21 日間の健康監視、国内で関与した場合は 21 日間の健康観察の対象とすること。

- ・ 症例に関わった医療従事者・搬送従事者
- ・ 症例の同居家族等
- ・ 症例と同じ飛行機に 1 メートル以内の距離で同乗した者等
- ・ 症例の搭乗した飛行機の担当客室乗務員、清掃員等

- ※5 「症例」：確定患者、死亡患者の死体
- ※6 「必要な感染予防策」：二重手袋、サージカルマスク（又はN95マスク）、眼の防護具、感染症防護服等の装着等
- ※7 「外出自粛を要請」：接触状況、接触者の生活状況等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、などのうち適切な措置を要請

## 6 健康監視対象者が発熱等の症状を呈した場合の対応

健康監視対象者が発熱等の症状を呈した場合は、その旨連絡を受けた検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に連絡が入るものとする。連絡があった場合、当該者の居所の所在地を管轄する保健所長は、当該患者がエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等との接触歴がある場合には、エボラ出血熱疑似症患者として適切に対応を行うこと。接触歴がない場合には、疑似症患者として対応を行う必要はないが、当該患者からの相談等に応じて、一般的な感染予防策の実施、受診する医療機関の選定及び必要な情報提供等適切な対応を行うこと。また、当該患者が受診した医療機関における診断や治療内容等について確認するとともに、連絡のあった検疫所と情報共有すること。

## 7 公表

エボラ出血熱疑似症患者が発生した場合は、その旨を厚生労働省から記者発表を行うこととする。その際は診断目的で検査検体を搬送したこと、該当者の属性（年齢、性別、滞在国等）、患者が航空機内で発生した場合にはその疑似症患者搭乗便に関する情報を併せて公開するが、人権に配慮し不必要的個人情報を公開しないよう留意する。検体検査にて確定診断に至った場合は、確定患者発生の旨を記者発表する。その際は疑似症患者発生時に準じた内容に加え、患者家族・航空機同乗者等への対応を公開することとする。

## 参考資料

別添1：エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート（暫定版）

別添1別紙：流行国でエボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者、又は国内でエ

ボラ出血熱の確定患者になった者に接触したが無症状である者等への対応（暫定版）

別添2：エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー

別添3：医療従事者に関する個人防護具ガイドライン

別添4：エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け（暫定版）

（第3版）

「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/ebola.html>